# 省エネ機器等導入支援補助金実施要項

## 補助金の概要

### １　目的

エネルギー価格の高騰に対し、省エネ機器等を導入することでエネルギー使用量の軽減を図るため市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等がエネルギー消費効率等に優れた省エネルギー設備を導入する際の経費の一部を支援するもの。

### ２　対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とする。

（１）　市内で１年以上継続して事業活動を営む個人事業主及び中小企業者等（企業体の定義については別表１参照）であること

（２）　市税を滞納していない者であること

（３）　日本標準産業分類に定める農業、林業及び漁業に該当する事業を営むものでないこと

（４）　自己または自己の団体の役員等が、伊勢崎市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団または同条第４号に規定する暴力団員等でないこと

（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第　１２２号）第２条第５項に規定する事業を営むものでないこと

（６）　法人税法に規定する公共法人ではないこと

（７）　政治団体若しくは宗教上の組織または団体でないこと

（８）　その他本補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業者でないこと

### ３　対象事業

市内事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という）に業務用空調設備、照明設備、給湯設備、業務用冷凍冷蔵庫、交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプなど)、変圧器、ボイラー設備、事業用自動車を設置・施工する事業（別表２に定める）であって、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　国等が定める一定の判断基準を満たす設備、もしくは、既存設備の更新により設置する設備であって、既存設備より消費電力等消費エネルギーが削減される設備導入事業で、専ら事業の用に供するものに限る。

（２）　補助対象設備が１点１０万円以上の事業。ただし、照明設備についてはそれぞれ一式で１０万円以上の事業とする。

（３）　交付決定日以降に着手した事業

（４）　令和６年２月２９日までに事業にかかる経費の支払を含めて事業を完了し、報告を行うことができる事業

（５）　補助対象経費について他の補助を受けない事業
（６）　省エネルギー設備の設置を行う物件は、住居ではなく専ら事業の用に供するものに限る。
（７）　事業用自動車においては、道路運送法第２条に定める自動車運送事業を営む者が、その事業の用に供する自動車
（８）　販売や賃貸を目的とするものではない事業

**４　対象経費**

（１）　設備費　事業の実施に必要な物品の購入に必要な経費
（２）　工事費　補助金の交付対象となる事業の実施に不可欠な工事にかかる経費
（３）　撤去処分費　更新後の既存設備の撤去または処分に係る経費
※上記に該当しない経費は対象外となる。また、上記に該当する場合であっても、次に該当する経費は対象とならないものとする。
（１）　補助事業の目的に合致しないもの
（２）　必要な経費書類を用意できないもの
（３）　対象事業(3)に規定する着手可能時期より前に発注・契約、購入、支払い等を実施したもの
（４）　消費税等の公租公課

**交付金額**

交付金額は予算の範囲内で、補助対象経費の２分の１以内、補助金の上限額は３００万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

**交付条件**

（１）　この補助金の利用は、１事業者につき１回までとする。
（２）　予算額に達した時点で、受付を締め切る。
（３）　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後３年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
（４）　補助事業者等は、この補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した物品等を譲渡、転売、貸付又は担保に供してはならない。
（５）　市長は、交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
（ア）当該事業において新たに購入した機器、又は効用の増加した物品等を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後３年を経過する日以前に売却し、又は処分したとき。

（イ）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
（ウ）当該事業において購入した機器、又は効用の増加した物品等の譲渡、転売、貸付又は担保に供したとき。
（エ）その他法令又はこの要項に違反する事実があったとき。

（６） 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることが求められた場合は、これに応じなければならない。

（７） 補助対象経費の契約に係る事業者は、本市に法人の設立等を申告してある本社若しくは事務所を有する法人又は本市住所を有する個人事業主のいずれかとする。ただし、契約の内容が特殊で市内の事業者では対応できない場合は、この限りではない。

## 交付申請の方法、手続き等

### １　申請期間

令和５年７月３日（月）から令和５年９月２９日（金）までの期間に、次の書類を提出する。

### ２　提出書類

（１） 交付申請書兼誓約書（様式第１号）
（２） 補助事業内容説明書
（３） 事業収支予定内訳書
（４） 補助対象経費に係る見積書の写し
（５） 補助対象経費に係る補足資料：設備のカタログ、仕様書（性能基準がわかるもの）
（６） 市税に滞納がないことを証明する書類
（７） 国民健康保険証の写し（個人の場合）
（８） 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
（９） 直近の決算報告書（個人事業主は確定申告書）

ただし、必要に応じて追加の資料を求める場合がある。

### ３　申請方法

補助事業者は、以下の宛先に郵送で提出する。
宛名：省エネ機器等導入支援補助金事務局
郵便番号：370-0831
住所：群馬県高崎市あら町３番地６　ラポール Takasaki1 階

## 交付決定の時期等

（１） 申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定

通知書（様式第２号）により通知する。

（２）　補助金の交付が適当と認められないときは、不交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

**実績報告及び補助金額の確定**

**１　実績報告**

補助事業者は、補助事業が完了した日から３０日以内又は令和６年２月２９日までのどちらか早い日までに、次の書類により報告する。

（１）　実績報告書（様式第６号）

（２）　補助事業の支払を証する書類（請求書、領収書等）

（３）　購入した備品の写真又は施工箇所の写真

（４）　その他市長が必要と認める書類

**２　補助金額の確定**

上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、交付額確定通知書（様式第７号）により通知する。

**３　提出先**

補助事業者は、以下の提出先に郵送又は窓口に持参する方法で提出する。

宛名：伊勢崎市役所　産業経済部　商工労働課

住所：伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

**請求の方法、支払時期等**

（１）　交付額確定通知書（様式第７号）を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第８号）により請求する。

（２）　上記請求書の内容を確認し、受理した日から３０日以内に支払う。

**対象事業が変更等となった場合の手続き**

（１）　補助事業者は、補助事業について、交付決定通知書を受けた後、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業等を中止するときは、変更等承認申請書（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（２）　市長は、前項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めたときは、変更等承認通知書（様式第５号）により交付決定者に通知する。

**申請書等の様式**

１　交付申請書兼誓約書（様式第１号）

2　交付決定通知書（様式第２号）
3　不交付決定通知書（様式第３号）
4　変更等承認申請書（様式第４号）
5　変更等承認通知書（様式第５号）
6　実績報告書（様式第６号）
7　交付額確定通知書（様式第７号）
8　補助金交付請求書（様式第８号）

別表１

本事業における中小企業者等は下記の中小企業者、中小企業団体等、その他中小企業等を対象とする。

＜中小企業者＞
中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

| 業種 | 以下のいずれかを満たしていること | |
|---|---|---|
| | 資本金 | 従業員数 |
| 製造業、その他業種 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | ５千万円以下 | ５０人以下 |
| サービス業 | ５千万円以下 | １００人以下 |

※業種の類型については、日本標準産業分類第１３回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html）を参照のこと。
※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。
※但し、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
・その発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上が同一の大規模法人（注）の所有に属している法人
・前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２が大規模法人の所有に属している法人
（注）　大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が１億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く

＜中小企業団体等＞
以下のいずれかに該当する法人。
・中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同組合、信用協同組合、共同組合連合会、企業組合
・中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立した協同組合、商工組合、商工組合連合会
・商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

＜その他中小企業等（会社法上の会社以外）＞

・会社法（平成１７年法律第８６号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が３００人以下の法人。
※従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

別表２

| | |
|---|---|
| 補助対象設備 | 業務用空調設備、照明設備、給湯設備、業務用冷凍冷蔵庫（ショーケースを含む）、交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプなど）、変圧器、ボイラー設備、事業用自動車 |
| 補助要件 | 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（グリーン購入法調達基準に適合した設備）もしくはエネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（トップランナー基準を達成した設備）又は既存設備を更新する場合であって、更新前の設備よりも消費エネルギーが削減され、省エネ効果が認められるもの |